

父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案（仮称）について慎重な検討を求める意見書

現在、超党派の議員連盟により成立を目指している父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案（仮称）は、父母の離婚等の後においても全ての子の健全な成長及び人格形成には両親との継続的な関係が重要とし、離婚等によって離れて暮らしている親（非監護親）と子の関係維持の促進を図ることを目的としたものです。

一方で、DV（配偶者からの暴力）や虐待にさらされる親子にとっての別居や離婚は、自分自身と子の身の安全を守るための、やむにやまれぬ最後の手段であり、実際には、加害者に居所を知られないよう細心の注意を払いながら逃げ隠れの生活をしているというのが現状です。

非監護親と子の交流に問題がないと認められる場合には、子と父母が継続的な関係を保つことが望ましいが、DVや虐待などの事情がある場合には、本法案の条文にある特別の配慮の具体的な内容を明確化するなどの配慮が必要です。

よって、国におかれましては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、子の最善の利益の確保に向け、必要な法整備について慎重に検討するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月13日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣